

[目次]

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第四項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載等）
第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下この条において「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載があるときは、その者に係る住民票に記載がさ

（氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載等）
第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下この条において「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載があるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称してい

（氏に変更があつた者の旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載等）
第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下この条において「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項におい

た旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができる。

2

住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十条の二第一項の規定によりする同法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による手続（第五項において「府内確認手続」という。）によつては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（同法第十条第一項に規定する戸籍謄本等若しくは同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。第五項において同じ。）の提出を求めることができる。

3

（略）

2

（新設）

て「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができる。

2

市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏及び旧氏の振り仮名をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

- 一 氏に変更があつた者がその者の旧氏及び旧氏の振り仮名が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合 当該旧氏及び旧氏の振り仮名
- 二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定によりその者の旧氏及び旧氏の振り仮名が通知されたとき 当該旧氏及び旧氏の振り仮名

4 旧氏等記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めるすることができます。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書を、住所地市町村長に提出しなければならない。
5 住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、府内確認手続によつてはその者の氏に変更があつたこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めることができること
6 (略)
7 法第二十七条第一項及び第三項の規定は、第一項、第四項及び前項の請求について準用する。
8 (略)
3 旧氏等記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めるすることができます。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。
4 旧氏等記載者は、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。
5 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。
6 旧氏等記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二条の二	項 法第十二条第五 項第三号	法第十二条第二 項第三号	項
及び	事項	氏名	<p>第七条第一号から第三号まで</p> <p>条第一号及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二条）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章及び同項において同じ。）並びに第七条第二号、</p> <p>事項のうち第七条第一号から第三号まで</p>
又は旧氏及び名並びに	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）	氏名又は旧氏及び名	<p>事項のうち第七条第一号及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号</p>

第二項第三号	法第十二条の二 第四項	法第十二条の三 第一項	法第十二条の三 第一項	法第十二条の三 第四項第三号	法第十二条の三 第一項	法第十二条の四 第一項	法第三十条の六 第一項	から第三号まで 二項	事項 事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号
から第三号まで 二項	から第三号まで	から第三号まで	事項	及び	又は旧氏及び名並びに	事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号	法第三十条の四 第一項	法第三十条の六 第一項	事項 事項（同号に掲げる事項については、旧氏及び旧氏の振り仮名を除く。）及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号、第三号

(略)

第五条の四第 五項において準 用する第十二条 第二項第三号	第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 第二項第三号	氏名	氏名又は旧氏（住民基本 台帳法施行令（昭和四十 二年政令第二百九十二号 ）第三十条の十三に規定 する旧氏をいう。以下こ の章において同じ。）及 び名	第三十条の五第 三号	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる 事項並びに旧氏及び旧氏 の振り仮名並びに同条第 二号から第五号まで	二号、第三号	条の五第三号において同 じ。）並びに法第七条第 二号、第三号
事項								
事項（同号に掲げる事項 については、旧氏及び旧								

		用する第十二条		第五項	
		第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 の二第四項	第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 の二第四項	第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 の二第二項第三 号	第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 の二第二項第三 号
三項	第十五条の四第 五項において準 用する第十二条 の二第四項第三 号	から第三号まで	及び	事項	及び
	又は旧氏及び名並びに 及び第一号の二に掲げる 事項並びに旧氏（住民基 本台帳法施行令（昭和四 十二年政令第二百九十二 号）第三十条の十三に規 定する旧氏をいう。）及	又は旧氏及び名並びに 及び第一号の二に掲げる 事項並びに旧氏（住民基 本台帳法施行令（昭和四 十二年政令第二百九十二 号）第三十条の十三に規 定する旧氏をいう。）及	事項（同号に掲げる事項 については、旧氏及び旧 氏の振り仮名を除く。）	又は旧氏及び名並びに く。）	氏の振り仮名（住民基本 台帳法施行令第三十条の 十三に規定する旧氏の振 り仮名をいう。以下この 章において同じ。）を除

			(略)
			(略)
			(略)
第三条第一項	市町村長	2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)
市長及び区長（総合区長） を含む。以下同じ。）		2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

び旧氏の振り仮名（同令
第三十条の十三に規定す
る旧氏の振り仮名をいう
。）並びに第七条第二号
、第三号

(略)											
(略)											
(略)											

第九条第二項											
市町村長	市町村の住民	市町村の住民（指定都市にあつては、区長）	市町村長（指定都市にあつては、区（総合区）を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するその区の属する市の住民）								
市町村長に対し	市町村長は 市町村が備える住民 市町村の市町村長 基本台帳	市町村が備える住民 市町村の市町村長 基本台帳	市町村長 市町村長の 市町村の市町村長 区長が作成した住民基本 区長は	市町村長 市町村長の 市町村の市町村長 区長 区の区長 台帳							
市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	住民基本台帳を備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）								

(略)													
(略)													
(略)													

第二十条第一項	第十九条の三		一項	第十七条の二第一項	一項	第十五条の四第一項	第十四条第二項	第十四条第一項	第十三条	五項	第二项	第十一一条の四第一項	
市町村が備える戸籍	事項を 市町村長	市町村長	市町村名	その旨及び 市町村の市町村長	市町村が 市町村の市町村長	市町村が 市町村の市町村長	市町村が 市町村の市町村長	市町村長	市町村の市町村長	委員会をいう	交付地市町村長又は 住所地市町村長	受けた市町村長	
区長が作成した戸籍の附	事項を、当該区の属する 市の市長を経由して、 区長	名	市名及び区名又は総合区	その旨並びに 区の区長	区が	区長	区長及び区長	市長及び区長	住民基本台帳を作成した	委員会をいい、区の選挙 管理委員会を含む	交付地市町村長（指定都 市にあつては、市長。以 下この項において同じ。 ）又は住所地市町村長（ 指定都市にあつては、市 長。以下この項において 同じ。）	受けた市町村長（指定都 市にあつては、区長）	つては、区長）に対し

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三十条の二(第) 二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	本台帳	市町村長 その市町村の住民基	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	基本台帳	当該区長が作成する住民	区長	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十条の三十 六第二項	第三十条の二十	一項	第三十条の六第 一項及び第二項	第三十条の四第	二項	第三十条の二(第) 一項	当該市町村長が	当該市に属する区の区長 が	当該市町村長が作成する住民 が	転出地市町村長 が	転入地市町村長 (指定都市にあつては、市長。 以下この項において同じ。)又は転出地市町村長 (指定都市にあつては、市長。 以下この項において同じ。)
市町村長	市町村長	都道府県知事に ある市町村の市町村長	市町村長	住民基本台帳を備え る市町村の市町村長	本台帳	その市町村の住民基	当該市町村長が	当該市に属する区の区長 が	当該区長が作成する住民 が	転入地市町村長 (指定都市にあつては、市長。 以下この項において同じ。)	転入予定地市町村長 (する市の市長)
市長又は区長	市長若しくは区長	、当該区の属する市の市 長を経由して、都道府県 知事に	区長	区長	基本台帳	当該区長が作成した				転入地市町村長 (指定都市にあつては、市長。 以下この項において同じ。)	転入予定地市町村長 (指定都市にあつては、市長。 以下この項において同じ。)

(略)													
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十四条、第十六条第一項、第十八条から第二十条の二まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の十四第三項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、第三十条の十九並びに

七第一項	第三十条の三十 八第一項	第三十条の四十 一第二項	第三十二条	第三十六条の二 第一項	第三十六条の二 第一項	第三十六条の二 第一項	第三十六条の二 第一項	第三十六条の二 第一項	第三十六条の三 第二項	第四十三条第二 号口	市町村長	市町村長
市長若しくは区長、 区長	市町村長、 市町村長	都道府県知事に 、当該区の属する市の市 長を経由して、都道府県 知事に	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市長又は区長	市長又は区長
市長若しくは区長、 区長	市町村長、 市町村長	都道府県知事に 、当該区の属する市の市 長を経由して、都道府県 知事に	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市町村長	市長又は区長	市長又は区長

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十四条、第十六条第一項、第十八条から第二十条の二まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の十四第三項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、第三十条の十九並びに

第三十四条第一項並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

2 (略)

第三十四条第一項並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第三項	市町村長	区長（総合区長を含む。 以下同じ。）
第十五条及び第 十六条第二項	都道府県知事に 属する市町村長	、当該区（総合区を含む 。）の属する市の市長を 経由して、都道府県知事
第三十条の十四 第一項及び第三 十条の十六第一 項	の市町村長	に
第三十条の十七 第一項第一号	市町村名（特別区に あつては、区名。次 号において同じ。） 及び	の市町村長（指定都市に あつては、当該住民基本 台帳を作成した区長）
第三十条の十七 第一項第二号	市町村名及び 市名及び区名並びに	市名及び区名（総合区名 を含む。次号において同 じ。）並びに

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

附 則
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法（附則第八条第二項において「法」という。）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている者（既に次項の規定による記載がされた者を除く。）は、施行日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長（同令第三十条の十四第一項に規定する住所地市町村長をいう。以下同じ。）に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、住所市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出しなければならない。

2 前項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る同条及び同令第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

現
行

附 則
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に住民票に旧氏（この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法（附則第八条第二項において「法」という。）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている者（既に次項の規定による記載がされた者を除く。）は、施行日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長（新令第三十条の十四第一項に規定する住所地市町村長をいう。以下同じ。）に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出しなければならない。

2 前項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名（新令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第三条 住所地市町村長は、施行日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに前条第二項の規定による記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る住民基本台帳法施行令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

2 (略)

2 住所地市町村長は、施行日後遅滞なく、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対し、前項の規定によりその者の住民票への記載をしようとする当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を通知するものとする。

第四条 (略)

第四条 前条第一項の規定による記載がされた者（既に次項の規定による記載がされた者を除く。）は、住所地市町村長に対し、当該記載に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を他の文字に変更することを請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出しなければならない。

2 前項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る住民基本台帳法施行令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第三条 住所地市町村長は、施行日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに前条第二項の規定による記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

なす。

第六条 施行日から起算して一年を経過する日までの間における住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項、第三項、第四項、第六項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				(略)	
				(略)	
変更すること	旧氏及び旧氏の振り仮名を	旧氏等記載者に	旧氏等記載者は	旧氏及び旧氏の振り 仮名を	（旧氏記載者にあつては 、旧氏。以下この項及び 第六項において同じ。）
変更すること (旧氏記載者にあつては、当該変更	、旧氏) を	旧氏及び旧氏の振り仮名 (旧氏記載者にあつては 、旧氏) を	旧氏等記載者又は当該旧氏記載者に	旧氏等記載者は	（旧氏記載者にあつては 、旧氏。以下この項及び 第六項において同じ。）

第六条 施行日から起算して一年を経過する日までの間における新令第三十条の十四第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				第一項	
				第二項	
変更すること	旧氏及び旧氏の振り仮名を	旧氏等記載者に	旧氏等記載者は	旧氏及び旧氏の振り 仮名を	（旧氏記載者にあつては 、旧氏。以下この項及び 第六項において同じ。）
変更すること (旧氏記載者にあつては、当該変更	、旧氏) を	旧氏及び旧氏の振り仮名 (旧氏記載者にあつては 、旧氏) を	旧氏等記載者又は当該旧氏記載者に	旧氏等記載者は	（旧氏記載者にあつては 、旧氏。以下この項及び 第六項において同じ。）

第八項の表第十 第五条の三第二項 の項	並びに法第七条第二 号	並びに第七条第二号 （旧氏記載者（住民票に 旧氏の記載がされ、旧氏 の振り仮名の記載がされ ていない者をいう。）に あつては、旧氏。以下こ の章及び同項において同 じ。）並びに第七条第二 号	第八項の表法第 十一条第一項の 項	並びに第七条第二号 （旧氏記載者（住民票に 旧氏の記載がされ、旧氏 の振り仮名の記載がされ ていない者をいう。）に あつては、旧氏。以下こ の章及び同項において同 じ。）並びに第七条第二 号	第八項	当該旧氏等記載者 （旧氏記載者及び旧氏記 載者）	旧氏等記載者は 当該旧氏等記載者又は當 該旧氏記載者	第六項	の直前に称していた旧氏 に変更すること及び当該 住民票に当該旧氏に係る 旧氏の振り仮名を記載す ること）

第六項の表第十 第五条の三第二項 の項	並びに法第七条第二 号	並びに第七条第二号 （旧氏記載者（住民票に 旧氏の記載がされ、旧氏 の振り仮名の記載がされ ていない者をいう。）に あつては、旧氏。同章及 び第三十条の五第三号に おいて同じ。）並びに法	第六項の表法第 十一条第一項の 項	並びに第七条第二号 （旧氏記載者（住民票に 旧氏の記載がされ、旧氏 の振り仮名の記載がされ ていない者をいう。）に あつては、旧氏。同章及 び第三十条の五第三号に おいて同じ。）並びに法	第六項	当該旧氏等記載者 （旧氏記載者及び旧氏記 載者）	旧氏等記載者は 当該旧氏等記載者又は當 該旧氏記載者	第四項	の直前に称していた旧氏 に変更すること及び当該 住民票に当該旧氏に係る 旧氏の振り仮名を記載す ること）

第七条第二号

第七条 住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する氏に変更があつた者（次条第一項において「氏に変更があつた者」という。）のうち、住民票への記載を請求しようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同令第三十条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	旧氏の振り仮名の記載を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の記載を
他	旧氏の振り仮名その他の者を、その者が記録されて いる住民基本台帳を備える市町村の市町村長（次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他の読み方を示す文字が示す読み方に当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この項、次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）において

第七条第二日

第七条 新令第三十条の十四第一項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する氏に変更があつた者（次条第一項において「氏に変更があつた者」という。）のうち、住民票への記載を請求しようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る新令第三十条の十四第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名の記載を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の記載を
旧氏の振り仮名その他の	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の記載を
及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者	がその者の旧氏
の者に係る旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名	その他の
同じ。）及び当該旧氏に用いられる文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この項、第三項及び第四項において「住所地市町村長」という。）において特別の事情があると認める場	

				特別の事情があると認め る場合を除く。) を添付 して、住所地市町村長
第二項	旧氏の振り仮名に 及び旧氏の振り仮名 がその者の旧氏及び 当該旧氏に係る旧氏 の振り仮名	旧氏に用いられる文字の 読み方を示す文字に がその者の旧氏	旧氏の振り仮名に 読み方を示す文字に がその者の旧氏	旧氏に用いられる文字の 読み方を示す文字に がその者の旧氏

2 前項の規定により読み替えて適用する住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る同令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第八条 氏に変更があつた者のうち、住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日において当該住民票に旧氏の振り仮名の記載がされていなかつたものに係る住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項（附則第六条又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同令第三十条の十四第一項中「旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされた」とあるのは「旧氏の記載がされ旧氏の記載がされた」と、「旧氏及び旧氏の振り仮名が」とあるのは「旧氏が」とする。

2 氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項

				その者が記録されて いる住民基本台帳を 備える市町村の市町 村長（同項及び第四 項において「住所地 市町村長」という。）	住所地市町村長	合を除く。)
2	前項の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第一項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。	旧氏の振り仮名に に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字	旧氏の振り仮名に 読み方を示す文字に がその者の旧氏	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に がその者の旧氏	

第八条 氏に変更があつた者のうち、住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日において当該住民票に旧氏の振り仮名の記載がされていなかつたものに係る新令第三十条の十四第一項（附則第六条又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第三十条の十四第一項中「旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされた」とあるのは「旧氏の記載がされた」と、「旧氏及び旧氏の振り仮名が」とあるのは「旧氏が」とする。

2 氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項

の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下この項において同じ。）がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない場合における住民基本台帳法施行令第三十条の十四第九項の規定の適用については、同項中「旧氏及び旧氏の振り仮名の」とあるのは「旧氏の」と、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項の項中「旧氏及び旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「旧氏」と、同表第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項の項中「旧氏及び旧氏の振り仮名」とあるのは「旧氏」と、同表第十五条の四第三項の項中「及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）並びに」とあるのは「並びに」とする。

の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下この項において同じ。）がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない場合における新令第三十条の十四第七項の規定の適用については、同項中「旧氏及び旧氏の振り仮名の」とあるのは「旧氏の」と、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項の項中「旧氏及び旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「旧氏」と、同表第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項の項中「旧氏及び旧氏の振り仮名」とあるのは「旧氏」と、同表第十五条の四第三項の項中「及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）並びに」とあるのは「並びに」とする。